

令和6年度事業計画書

公益財団法人盛岡市都南自治振興公社

令和6年度盛岡市都南自治振興公社事業計画

事業方針

表情豊かな自然と四季が楽しめる「都南つどいの森」を護り育むとともに、「つどいの森を未来の森へ」をキャッチフレーズに、利用者も、スタッフも、自然も笑顔になれる、魅力ある森林公園を目指します。

スポーツ、講習、体験及び老人福祉に関する事業並びに農家、非農家の交流を促進し、生活文化の向上を図るなど、地域と一体となった施設の管理運営を行うことにより、市民の健康増進及び青少年の健全育成並びに地域福祉の増進に寄与します。

また、「安全衛生方針」に基づき、安全対策や新型コロナ対策の徹底を図りながら、お客様サービスの充実に努めるとともに、都南つどいの森のキャラクター「つどりん」等を活用し、広報活動、イベントや各種教室の充実に努め、施設利用者の増を目指します。

なお、令和5年度末で、都南サイクリングターミナル及び都南つどいの森レストハウスが廃止されるとともに、令和6年度からは都南老人福祉センターが下飯岡に移転となり、飯岡農業構造改善センターと併せて指定管理を行います。飯岡農業構造改善センターについては、新たに指定管理を行うこととなりますが、同施設の設置目的であります地域農業の振興並びに農村地域における生活及び文化の向上にも取り組んでまいります。

事業計画

1 都南つどいの森における市民の健康の増進及び青少年の健全な育成に関する事業（公益目的事業1）

本事業は、都南つどいの森の豊かな自然環境の中で、森林浴、スポーツ、散策等の事業を行うことにより市民の健康増進を図るとともに、森林公園が持つ大きな恵みを学び、体験する事業を行うことにより、青少年の健全な育成を図ることを目的として行うものである。

（1）森林から得られる大きな恵みを学ぶ事業

ア あかばやし探検隊

イ 木工教室

ウ 大人のあかばやし探検隊

(2) 森林から得られる大きな恵みを楽しむ事業

ア 岩魚のつかみ取り体験

イ 岩魚のつり体験

ウ 木工体験学習

エ 山の日イベント

オ つどいの森さくら祭り

カ つどいの森写真展

キ つどいの森感謝祭

ク 森を楽しむワークショップ

(3) 健康増進事業

ア つどいの森グラウンドゴルフ大会

(4) 市民の健康の増進及び青少年の健全育成のための施設貸与事業

森林公園の中で行う散策や遊びを通して自然との共生の大切さを学ぶとともに、野外での宿泊や炊事を通して自立心を養うことができるように、林間キャンプ場やキャビン等の施設を貸与する。

2 都南老人福祉センターにおいて行う老人が明るい生活を営む支えとなる事業（公益事業2）

本事業は、都南老人福祉センターを利用する老人に対して、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を供与し、地域福祉の増進を図ることを目的として行うものである。

(1) 老人の健康増進に寄与する事業

ア リフレッシュ体操

イ かんたんコロコロつどりん教室

ウ やさしいエアロビクス

エ ピラティス体操

オ つどりんピックグラウンドゴルフ大会

(2) 老人の生活に役立つ事業

ア 初心者陶芸教室

(3) 老人の健康増進及び憩いのための施設貸与事業

老人福祉センターの機能訓練室において、各種講座や介護予防事業等を実施し健康増進に寄与するとともに、老人クラブ等で当センターを訪れる高齢者が憩い、くつろぐことができるように施設の貸与を行うものである。

3 飯岡農業構造改善センターにおいて行う地域農業の振興並びに農村地域における生活及び文化の向上を図る事業（収益事業2）

本事業は、農家、非農家の交流を促進するとともに、生活文化の向上を図るため各種事業を実施し、地域農業の振興並びに農村地域における生活及び文化の向上を図ることを目的として行うものである。

(1) 地域住民等の交流の場の提供事業

ア 食の匠による講座

イ そば打ち体験講座

(2) 生活文化の向上を図る事業

ア りんご、豆腐及び味噌加工教室

4 施設利用者の便宜を図るサービス提供事業（収益事業1）

(1) パーベキューハウスにおける飲食提供事業

(2) 自動販売機及び売店営業事業

5 施設の管理運営に関する事業（収益事業2）

公益目的以外の目的で利用する一般利用者に対し、施設及び物品を貸与する。

6 法人運営に関する事業

(1) 事務局

事務局は、法令、定款、諸規程等を遵守し総合的な事務を行うほか、施設の効率的な運営

が図られるよう連絡調整に当たる。

(2) 法人の運営

ア 理事会

定例理事会を3月及び5月に開催するほか、代表理事が必要があると認めたときは、臨時理事会を開催する。

イ 評議員会

定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

ウ 監査

理事が作成した計算書類及び付属明細書並びに事業報告の監査を監事が行う。

エ 登記

常時正確な変更登記等を実施する。

オ 盛岡市及び関係団体との連携

指定管理者としての成果を上げるため、盛岡市、岩手県社会福祉協議会等の関係団体等との緊密な連携を図っていく。

(3) 施設の管理

ア 指定管理業務

都南つどいの森並びに飯岡農業構造改善センター及び都南老人福祉センターについて、設置目的を理解し、基本協定及び各施設の仕様書に基づき、適正に指定管理者の責務を果たす。

イ 利用者に対する待遇・サービスの向上

各施設が市民に有効かつ平等に使用されるために、行事等を盛岡市広報、岩手日報、盛岡タイムス等に掲載するほか、ホームページによる宣伝を行う。

また、利用者のニーズの把握のためのアンケートを実施し、サービスの向上につなげる。

ウ 施設の効率的な運営

都南つどいの森並びに飯岡農業構造改善センター及び都南老人福祉センターの事業については、利用者の多様なニーズに対応できるよう努める。

(4) 職員の資質向上と健康管理の充実

ア 職員の資質向上

公社職員としての必要な知識の向上を図るため、職場内研修を実施するとともに、関係団体が開催する研修に参加し、資質の向上に努める。

イ 福利厚生

職員の定期健康診断（胸部・循環器検診）、胃部検診（令和6年度中に満35歳以上になる職員対象）については、盛岡市が実施する際にこれに委託して行う。

（5）災害及び事故の未然防止

ア 火災その他の事故防止のため、消防機関との連携を密にするとともに、消防計画に基づく非常通報、避難訓練及び消火訓練を実施し、利用者及び公社職員の安全確保に万全を期する。

イ 消火設備、避難設備等は、定期点検のほか随時点検を実施する。また、利用者の施設内での事故防止のため、設備、備品等の巡回点検を行い、万全を期する。

ウ 夜間等の施設事故防止のため、公社職員が直接警備を行うほか、必要に応じて夜間警備を業者委託する。

エ 「安全衛生方針」に基づき、「職員の安全と健康の確保は、お客様の安全安心の礎である。」を経営の基盤とし、職員全員参加による安全衛生活動を積極的に行い、業務に当たっては、安全作業マニュアルを遵守し、労働災害や事故の発生防止に努める。

（6）広報・営業活動の推進

盛岡市広報、岩手日報無料掲載欄、盛岡タイムス無料掲載欄等を活用する。また、会社のキャラクター「つどりん」を活用して宣伝活動を行うほか、会社のホームページの充実を図り、施設のパンフレットを作成し、関係機関に配布するとともに、積極的に広報・営業活動を行う。